# くしろ家畜衛生

北海道釧路家畜保健衛生所
〒０８４－０９１７
釧路市大楽毛１２７番地の１
電　話　０１５４－５７－８７７５
ＦＡＸ　０１５４－５７－６１２５

第９４号（平成２８年５月号）

♪ホームページアドレス♪
http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/index.htm

## 所長挨拶

平成２８年度が新しく始まって早々、熊本県を中心に地震が頻発して、大変大きな被害が出ました。まずは今回の地震で亡くなられた多くの方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地の一日も早い復興を願わずにはいられません。

昨年度の釧路管内における家畜伝染病の発生状況は、ヨーネ病が９戸３９頭発生した他、牛サルモネラ症も届出対象外ですが１３戸３１頭発生したものの、全体的には比較的平穏に推移したと言えると思います。これもひとえに生産者を含めた関係機関の皆様の御協力によるものと、改めて感謝申し上げます。

翻って目を海外に転じてみますと、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが東アジア近隣諸国で継続的に発生しています。特にお隣の韓国では、口蹄疫のワクチン接種による清浄化を目指しているにもかかわらず、今年１月以降３月までに豚で２１件発生する等、口蹄疫ウイルスの常在化を疑わせるような状況となっています。よく言われることですが、外国との人や物の往来が頻繁となった昨今、いつこれら海外悪性伝染病が侵入してもおかしくない状況にあります。その意味では昨年度、家畜保健衛生所から管内全市町村にお伺いして、机上防疫演習を行うとともに、市町村における消毒ポイント設置可能箇所や、万が一に備えた公有地における埋却場所等のリストアップをしましたが、これら情報は危機管理上、非常に重要と考えます。つきましては今後、道路の改修や新設等で使えなくなった、あるいは使えるようになった消毒ポイント等、出てくると思いますので、その様な情報を今回作ったリストに織り込み、常にバージョンアップして、万が一の時すぐ役立つ情報にしていただければ幸いです。

今年度も家畜伝染病予防法第５条に基づく定期検査等の家畜衛生業務で、皆様には何かとお世話になるかと思いますが、昨年度同様よろしくお願い致します。

# 平成28年度の家畜伝染病予防事業計画

本年度の家畜伝染病予防事業計画は次のとおりです。事業の実施にあたりましては、関係者及び関係機関の皆様のご協力をよろしくお願いします。

## ＜家畜伝染病予防法等に基づく検査＞

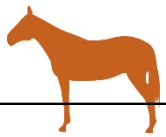

| 事業名 / 市町村名 | ヨーネ・結核・ブルセラ病検査（乳用牛） | | | ヨーネ病検査（肉用牛） | | | 馬伝染性貧血検査 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 戸数 | 検査頭数 | 実施期間 | 戸数 | 検査頭数 | 実施期間 | 戸数 | 検査頭数 | 実施期間 |
| 釧路町 | | | | | | | | | |
| 厚岸町 | 100 | 8,220 | 11～1月 | 3 | 80 | 11～1月 | | | |
| 浜中町 | 87 | 6,900 | 9～１０月 | 14 | 100 | 9～10月 | | | |
| 標茶町 | | | | | | | | | |
| 弟子屈町 | | | | | | | | | |
| 鶴居村 | | | | | | | 14 | 120 | 7月 |
| 白糠町 | | | | | | | | | |
| 釧路市 | | | | | | | ※ 55 | 340 | 6月 |
| 計 | 187 | 15,120 | | 17 | 180 | | 69 | 460 | |

※ 旧音別町を除く地区

≪検査手数料について≫
牛のヨーネ病：520円　牛の結核病：290円　牛のブルセラ病：320円
馬の伝染性貧血：650円
健康手帳の新規発行：150円　（既に所有している手帳への検査証明印の押印については無料）

☆高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ定点モニタリング検査（毎月）

☆高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ強化モニタリング検査（10,11月）

☆蜜蜂の腐蛆病検査（８月）

☆死亡牛のＢＳＥ検査（通年）

☆めん羊・山羊のスクレイピー立入検査（１２月～来年２月）

⇒ それぞれの該当市町村で実施

【実施根拠】
- 下記の検査を除く全ての検査：家畜伝染病予防法第５条
- 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ定点モニタリング検査：
  高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針
- スクレイピー立入検査：家畜防疫対策要綱

# 釧路・根室管内合同の口蹄疫防疫演習開催

平成２８年２月１９日（金）、標茶町コンベンションホールうぃずにて、平成27年度釧路総合振興局根室振興局合同口蹄疫防疫演習を開催しました。演習には、両管内の市町村役場・農協、NOSAI等関係機関の他、道警釧路方面本部・陸上自衛隊等の約８０人が参加しました。

根室管内で口蹄疫が発生した場合の釧路管内における防疫準備として、消毒ポイント設置作業の机上演習を行いました。また、患畜等の安全・迅速な殺処分のための牛の扱いと保定の基礎についての実習では、参加者は、牛の頭部模型に頭駱をかける実技訓練に熱心に取り組んでいました。

# 監視伝染病発生状況（平成27年１～12月）

- 届出伝染病は道内発生分のみ掲載。
- 表中の数字は頭数（蜜蜂については群数）、疑似患畜及び疑症は含まない。
- 豚流行性下痢については、発症頭数。

## 法定伝染病

| 病名 | 動物 | 管内 | 道内 | 全国 |
|---|---|---|---|---|
| 流行性脳炎 | 豚 | | | 3 |
| ヨーネ病 | 牛 | 38 | 599 | 691 |
| 〃 | めん羊 | | 1 | 1 |
| 〃 | 山羊 | | | 1 |
| 高病原性鳥インフルエンザ | 鶏 | | | 13 |
| 腐蛆病 | 蜜蜂 | | 2 | 130 |

## 届出伝染病

| 病名 | 動物 | 管内 | 道内 | 全国 |
|---|---|---|---|---|
| 牛ウイルス性下痢・粘膜病 | 牛 | 64 | 248 | 310 |
| 牛伝染性鼻気管炎 | 牛 | | 93 | 129 |
| 牛白血病 | 牛 | 39 | 494 | 2,869 |
| 破傷風 | 牛 | 1 | 8 | 83 |
| 破傷風 | 馬 | | 1 | 1 |
| 牛丘疹性口炎 | 牛 | | 1 | 17 |
| 気腫疽 | 牛 | | 3 | 5 |
| サルモネラ症 | 牛 | | 54 | 114 |
| サルモネラ症 | 豚 | | 1 | 301 |
| ネオスポラ症 | 牛 | | 2 | 6 |
| 馬鼻肺炎 | 馬 | | 39 | 42 |
| トキソプラズマ病 | 豚 | | | 54 |
| 豚繁殖・呼吸器障害症候群 | 豚 | | 2 | 131 |
| 豚流行性下痢 | 豚 | | 2,868 | 270,807 |
| 豚丹毒 | 豚 | | 198 | 3,380 |
| バロア病 | 蜜蜂 | | 809 | 826 |
| チョーク病 | 蜜蜂 | | 1,183 | 1,186 |

# 鳥インフルエンザと口蹄疫の発生状況

## ＜高病原性鳥インフルエンザ＞

我が国では昨年以降、家きんにおける本病の発生はありませんが、台湾・韓国等の近隣諸国では、平成28年4月現在も発生しています。また、わが国で越冬したガン・カモ類やハクチョウ類は本病ウイルスを保持している可能性がありますが、３～５月にかけて北方へ向けて道内を通過するため、飼育舎入口で、専用の長靴に履き替える、踏込消毒槽で消毒するなどの衛生対策を実践して下さい。

網目2cm以上のネットは二重にして小型野鳥の侵入を防止

### 侵入防止対策

- 防鳥ネットの破損箇所があれば直ちに修復しましょう。飼育舎の屋根、外壁等の破損も同様です。
- 飼料、飲用水に野生動物の排泄物が混入しないようにしましょう。

## ＜口蹄疫＞

平成22年の宮崎県での発生後、国内では本病の発生はありませんが、隣国韓国においては、平成28年１月以降も豚（O型）で発生が確認されています。国内侵入防止対策として、空港・港湾等では検疫強化等の水際防疫を実施中ですが、農場内への侵入防止対策についても、今一度確認をお願いします。

2016年4月8日現在

**韓国における口蹄疫の発生状況**
（2016年1月以降）

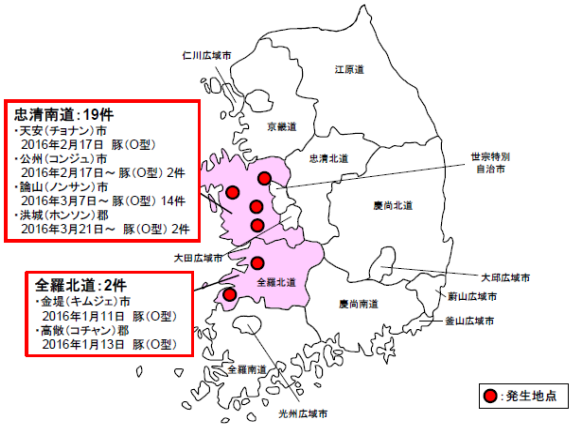


### 病原体の侵入防止対策例

踏込消毒槽の設置

水洗いして汚れを落としてから
消毒薬に浸かると効果的！

消石灰帯の設置

伝染病予防のため
関係者以外の
入場制限も！

農場出入口の立看板

平成２７年度 釧路管内では

# 生乳の抗生物質残留事故が ７件 発生！

## 平成27年度　道内における抗生物質残留事故発生状況

1．全道の発生　　４１件
2．道東地域での発生　３３件

道東地域での発生は、全道発生の８０．５％！！

## 残留事故に至った原因（釧路管内）

1．健康牛への誤投与　　２件
2．治療牛からの誤搾乳　　５件

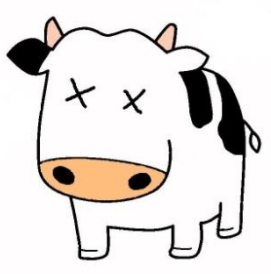

## 事故を未然に防ぐために・・・

1．治療牛には必ず**マーキング**をしましょう。
- スプレーと脚バンド等、**複数種のマーキング**を行いましょう。
- マーキングが薄くなったり、外れた場合は、**直ちに付け直し**ましょう。

2．作業者間の**連絡を徹底**しましょう。
- 事務室のホワイトボード、治療牛房に設置のボード等を活用し、**情報を共有**しましょう。

3．**前搾り**は確実に実施しましょう。
- ミルカーを付ける前に**生乳の状態を確認**しましょう。

4．**治療牛を隔離**し、別搾乳が出来る環境を整えしましょう。

治療牛を減らすためにも、適切な飼養衛生管理に努めましょう。

# 定期報告の提出はお済みですか？

**まだの方は、すぐに出して下さいね！**

家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年2月1日時点の家畜の頭羽数と飼養衛生管理状況について、都道府県知事に報告することになっています。

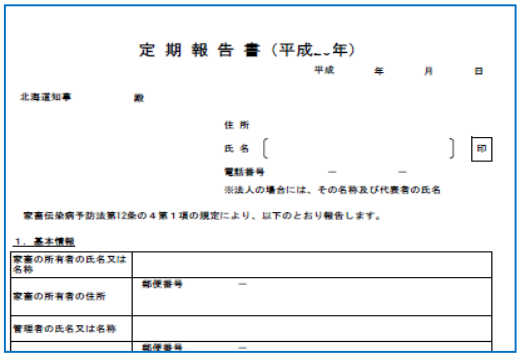

定 期 報 告 書（平成__年）

平成　　年　　月　　日

北海道知事　　殿

住 所

氏 名 〔　　〕 印

電話番号　　－　　－

※法人の場合には、その名称及び代表者の氏名

家畜伝染病予防法第12条の４第１項の規定により、以下のとおり報告します。

1．基本情報

| | |
|---|---|
| 家畜の所有者の氏名又は名称 | |
| 家畜の所有者の住所 | 郵便番号　－ |
| 管理者の氏名又は名称 | |
| | 郵便番号　－ |

報告期日は、家畜（牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし）所有者については、毎年4月15日、家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）所有者については、毎年6月15日となっています。

定期報告が未提出であった場合、ヨーネ病自主検査等の助成事業が受けられなくなります。また、提出の督促に応じないなど悪質な場合は、家畜伝染病予防法違反と見なされ、10万円以下の過料に処される可能性もあります。定期報告未提出の方は速やかに市町村畜産担当あてに提出して頂くようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、各市町村または当所までお問い合わせください。

【報告内容】
（ア）飼養している家畜の種類、頭羽数
（イ）畜舎、ふ卵舎の数
（ウ）飼養衛生管理基準の遵守状況
（エ）飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況
（オ）農場平面図の準備　など
※ただし、牛、水牛、馬は１頭、鹿、めん羊、山羊、豚、いのししは６頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥は100羽未満、だちょうは10羽未満の場合、（ア）のみで結構です。

# 平成28年度ヨーネ病自主検査の受付締切日

| 月日 | 曜日 |
|---|---|
| 5月13日 | 金 |
| 5月27日 | 金 |
| 6月10日 | 金 |
| 6月24日 | 金 |
| 7月8日 | 金 |
| 7月22日 | 金 |
| 7月28日 | 木 |
| 8月5日 | 金 |
| 8月26日 | 金 |
| 9月2日 | 金 |
| 9月23日 | 金 |

| 月日 | 曜日 |
|---|---|
| 10月7日 | 金 |
| 10月21日 | 金 |
| 10月28日 | 金 |
| 11月11日 | 金 |
| 11月25日 | 金 |
| 12月2日 | 金 |
| 12月9日 | 金 |
| 12月15日 | 木 |
| 1月6日 | 金 |
| 1月20日 | 金 |
| 1月27日 | 金 |
| 2月10日 | 金 |
| 2月24日 | 金 |
| 3月10日 | 金 |
| 3月24日 | 金 |

今年度のヨーネ病自主検査の材料受付締切日は表のとおりです。採血時に６カ月齢以上であることをご確認ください。

公益社団法人　北海道家畜畜産物衛生指導協会の家畜生産農場清浄化支援対策事業による検査手数料の補助金額は、昨年度同様1900円です。定期報告を提出している農場であることが条件です。

なお、年度途中に本事業が終了する場合がありますが、事業終了後は通常の病性検定扱いとなりますので、ご了承ください。

# 平成２８年度病性検定手数料

病性検定手数料は北海道収入証紙で納めてください。

| 種別 | 手数料（単価） | |
|---|---|---|
| 病理解剖検査 | ３，５３０ | 円 |
| 鏡検 | ７７０ | 円 |
| 一般培養 | １，０２０ | 円 |
| 特殊培養 | ３，０４０ | 円 |
| 一般血清反応検査 | ７７０ | 円 |
| 特殊血清反応検査 | ３，０５０ | 円 |
| 病理組織学的検査 | １，８００ | 円 |
| 一般理化学的検査 | １，２９０ | 円 |
| 特殊理化学的検査 | ２，８２０ | 円 |
| 特殊遺伝子学的検査 | ５，７３０ | 円 |
| 特殊血清・遺伝子学的検査 | ３，８００ | 円 |
| 総合病性検定 | ６，５５０ | 円 |
| 証明書 | ５００ | 円 |
| 特別診断（１００km未満） | ５，６７０ | 円 |
| 特別診断（１００km以上） | １２，４３０ | 円 |
| 器具・機械使用料 | ６２０ | 円 |

・・・寄生虫検査など

・・・サルモネラ検査など

・・・サルモネラ血清型別、ウイルス分離

・・・牛白血病・伝貧・馬パラチフスの抗体検査など

・・・BVDウイルス遺伝子検査など

・・・ヨーネ病抗体検査など

**手数料が改定されています！**